

古殿町林業活性化プラン

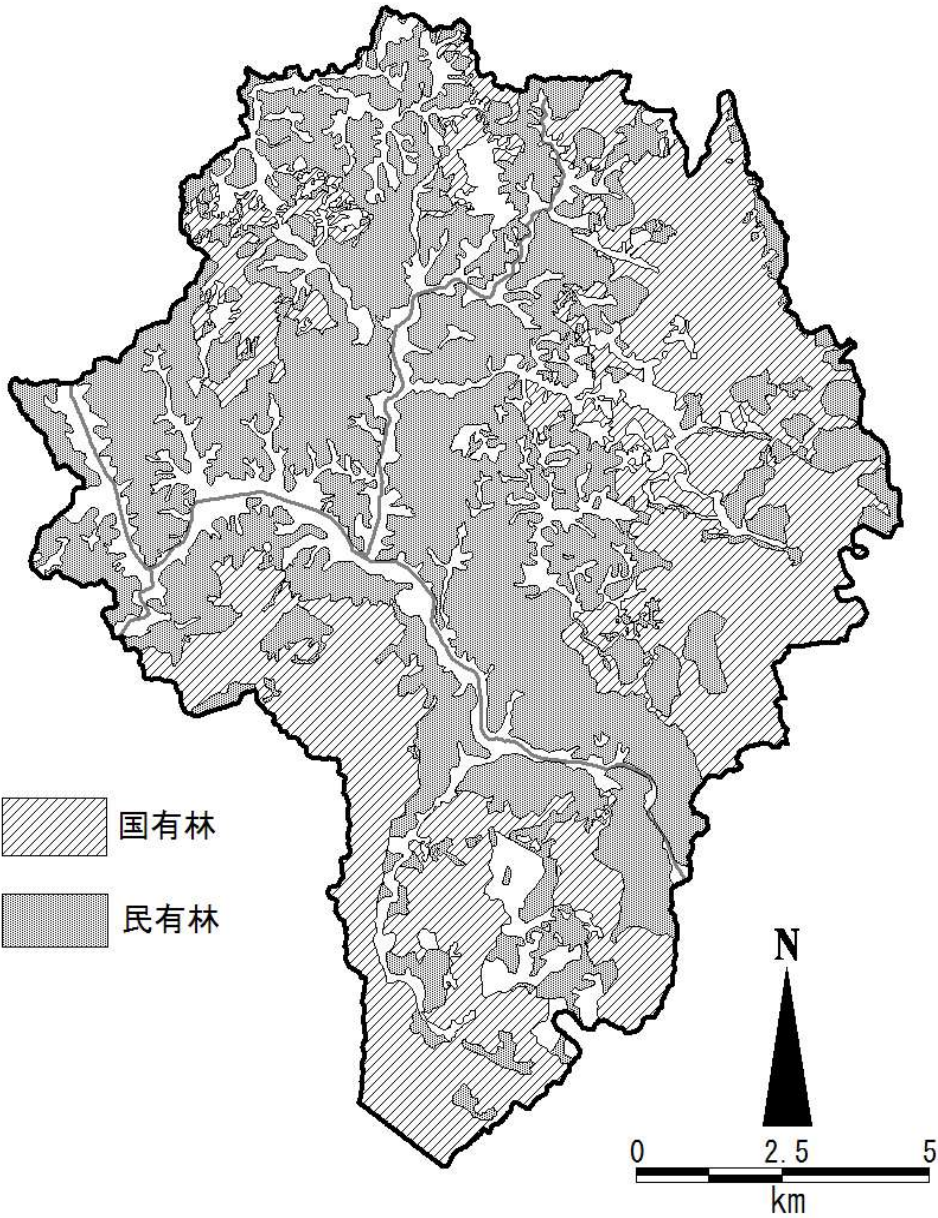
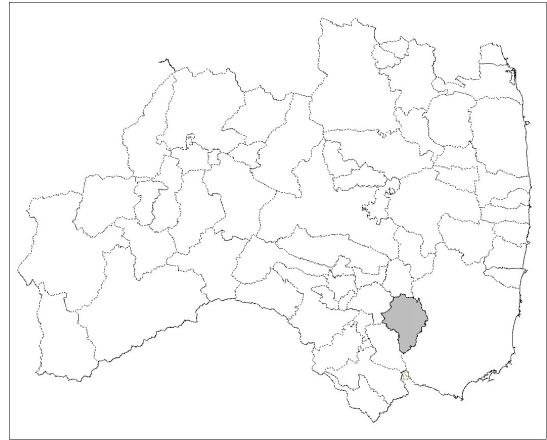
(古殿町森林整備計画)
(令和5年度変更)

計画期間 自 令和2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

福 島 県

古 殿 町

古殿町位置図



目 次

I 森林整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の基本方針	5
2 森林整備の現状と課題	5
3 公益的機能別森林の目指すべき姿と森林整備の推進方策	5
4 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林整備に関する事項	
第1 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	12
第2 間伐・保育に関する事項	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の作業種別の標準的な方法	13
3 その他間伐及び保育の基準	13
4 その他必要な事項	14
第3 立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
2 樹種別の立木の標準伐期齢	15
3 その他必要な事項	15
第4 作業路網に関する事項	
1 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	16
第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	18
2 木材資源の森の区域及び当該区域における森林施業の方法	19
3 町独自の機能をもった森林における施業の方法	19
4 その他必要な事項	19
第6 施業の受委託等に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	20
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	20
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	20
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5 その他必要な事項	20
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21
第8 その他必要な事項		
1	林業に従事する者の育成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III 森林の保護に関する事項		
第1 鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	23
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
V その他森林整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
3	森林の総合利用の推進に関する事項	24
4	住民参加による森林の整備に関する事項	24
5	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
6	その他必要な事項	24

I 森林整備に関する基本的な事項

1 森林整備の基本方針

基本理念：緑と人が響きあう山あいの流鏝馬の里・ふるどの

町の将来像：山の仕事で人も健康、森林も健康
子孫へ繋ぐみどり輝く千年の森林

本町は豊富な森林資源に恵まれているが、この資源は先人が植林し手入れをし現在に受け継がれているものである。残念ながら、代替わり等により山の所在が不明になってしまう、林業を引き継ぐ若者がいないなど、森林を取り巻く情勢は良いものとは言えない。今後、古殿町が森林を活用し、将来にわたり森林を守るには、森林（緑）と人が向い合い、800年余り続く流鏝馬に習い町全体で森林を守り育てることが必要である。

森林を守り育てるということは、人が山に入り人が手を加え、健康な状態を持続させるということであり、人工林の多い古殿町では特に人の手を多く必要としている。多くの人が山で仕事をし、山と人が互いに健康になり千年先まで緑輝く森を子孫に残すことを基本方針とする。

また、この方針が着実に実行されるよう、本計画の実行段階においては関係者、有識者等の意見を聞くなど、評価・検討をおこなうものとする。

2 森林整備の現状と課題

本町は福島県の南東部、阿武隈山系の標高300～500mに位置し、典型的な中山間地域となっており、町の中央には国道349号線や主要地方道いわき石川線が通り、町内には鮫川及び支流の大平川、小松川等が流れその流域に集落及び農地が散在している。

本町の総面積は16,329ha、うち森林面積は13,497haと町の総面積の82%を占めている。民有林面積は7,305haでそのうちスギを主体とした人工林面積が5,482haを占めており人工林率は75.0%となっている。

森林組合、林業経営体、個人事業者がそれぞれ森林整備を行い、平成13年からの「千年の森育成事業」開始以来、年間150ha～200haほどの間伐量を確保している。豊富な森林資源を有する一方で、間伐・主伐・路網整備等の状況に地域格差が生じており、特に森林整備が遅れている地域については行政と事業体が一体となって整備の推進を図らなければならない。

また、森林整備を進めるにあたっては林業を引き継ぐ若者の育成や、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、長期的な課題が残されており、計画・実行・評価・検討による具体的な取り組みを実施する必要がある。

3 公益的機能別森林の目指すべき姿と森林整備の推進方策

(1) 水源の森

【目指すべき姿】

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

【森林整備の推進方策】

- ①洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- ②自然条件や、町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ③ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を図るとともに、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するものとする。

(2) 土砂災害防止の森

【目指すべき姿】

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害防止施設が整備されている森林

【森林整備の推進方策】

- ①災害に強い地質を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- ②自然条件や、町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ③集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- ④放射性物質の拡散抑制のため、放射性物質の影響に応じて森林整備とその実施に必要な土砂流出抑制対策を推進する。

(3) 木材資源の森

【目指すべき姿】

樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

【森林整備の推進】

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化等効率的な整備を推進する。

また、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

なお、更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努める。

(4) 千年の森林

【目指すべき姿】

先祖から受け継いだ森林を適切に整備し、千年先の子孫まで受け継ぐ森林

【森林整備の推進方策】

木材等の生産と共に森林を適切に整備し、長伐期施業を実施する。また、必要に応じて複層林施業も実施する。

(5) 展望の森

【目指すべき姿】

町内の森林が一望でき、太平洋、那須連峰、そして富士山が展望できる森林。

【森林整備の推進方策】

展望台のある頂上付近は国有林であるが、そこにたどり着くまでの山林について景観及び展望を妨げるものがない森林整備に努め、展望を妨げる樹木については、枝打ち、伐採などにより展望を確保すること。

(6) 天しぼの森

【目指すべき姿】

優良な天然しぼり丸太の生産林として、後世まで引き継ぐ森林。

【森林整備の推進方策】

利用先の確保に努め、短伐期施業を実施するものとする。また、子孫を後世に残すため、苗木の確保に努めるものとする。詳細については、専門家や地元の天しぼ研究会等の指導を仰ぐこと。

(7) 省令で定める名称との関連

本計画の名称	省令で定める名称
水源の森	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
土砂災害防止の森	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
木材資源の森	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

4 森林施業の合理化に関する基本方針

地域における安定的な森林経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促すものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、GPSによる境界の整備、ペンキ等による境界の保全、GISの効果的活用などにより森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林整備に関する事項

第1 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

樹 種 名		備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	1,500～3,500
ヒノキ	1,500～3,500
アカマツ	5,000
カラマツ	1,500～2,500
広葉樹	1,500～6,000

(注1) 樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとする。

(注2) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注3) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。 ○育林コスト低減のため、植付地によってはコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も検討する。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

更新期間の例

主伐の種類	伐採完了日	更新猶予期間
皆伐	2021年10月1日	2022年4月1日～
	2022年3月31日	2024年3月31日（2年以内）
択伐	2021年10月1日	2022年4月1日～
	2022年3月31日	2027年3月31日（5年以内）

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(注) スギ単層林など天然更新の可能性が低い森林に関して天然更新を行う場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適確な更新が行われなかった場合の対応を含めて実施するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
クヌギ、コナラ等	10,000

天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

イ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積、病虫獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のイに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

(1) 放射性物質対策

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。

(2) 花粉症対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

第2 間伐・保育に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)					標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000	14	19	25	32	40	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。 ・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。 ・林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や列状間伐で伐採幅が広くなる場合には、土壌流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止や土壌保全措置を行うものとする。
ヒノキ	3,000	19	24	30	40	—	
アカマツ	5,000	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500	16	21	26	31	40	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐

採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年			
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
つる切	スギ																	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	
	ヒノキ												○				○		
	アカマツ													○					
	カラマツ											○							
除伐	スギ									△				○			○	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
	ヒノキ									△				○			○		
	アカマツ										△				○		△		
	カラマツ											○							
枝打	スギ									△				○				経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	
	ヒノキ									△				○					
雪起こし	スギ					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多雪地域において、消雪後できるだけ早期に行う。	
	ヒノキ					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(注1) ○は年1回実施、△印は必要に応じ実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における15年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他間伐及び保育の基準

森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。

この場合、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、間伐の間隔を標準伐期齢未満の林分については概ね6～8年、標準伐期齢以上の林分については15年とする。

なお、第3の1に定める樹種における森林経営計画の適正な間伐に関する認定基準となる間伐の間隔については、計画的間伐対象林分のうち、標準伐期齢未満の森林について10年、標準伐期齢以上の森林については15年とする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、

雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源かん養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種 80 年、ヒノキ 90 年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生（春植え）～7年生（秋植え）まで実施
除伐	3～4齢級（13年生、18年生）で1回（雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回）実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上（40年生、50年生、65年生）の林分を対象に間伐率30%で1回実施（補助事業に該当する場合に限る）

4 その他必要な事項

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第3 立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20ha 毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材績に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては 40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材績を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に

制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。
- カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然絞り	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹(用材)	広葉樹(その他)
本町全域	45年	50年	40年	40年	15年	55年	15年	65年	20年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めたものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

また、特定苗木等が調達可能であれば、その特性に対応した標準伐期齢の設定の検討を行うものとする。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第4 作業路網に関する事項

1 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	(車両系作業システム)	35以上	110以上	145以上
中傾斜地 (15° ~30°)	(車両系作業システム)	25以上	85以上	110以上
急傾斜地 (30° ~35°)	(車両系作業システム)	16以上	60以上 <50以上>	76以上 <66以上>

(注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

(注2) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

- (2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

より効率的な森林整備の実施に向け、町内全域において路網整備の実施と、これと併せた効率的な森林施業を推進する。

- (3) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散防止の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

② 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動 車道	林道	68	石井草 大作	260m 2	418		⑧	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	64, 63	八ヶ久 保古内	700m 4	191		⑨	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	58	薄木	480m 6	138		⑩	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	10, 26	松森 泥ノ草	60m 2	249		⑪	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	61	水沼 仁田	240m 6	315		⑫	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	30, 36, 29	長八内 大平	1,300m 1	32		⑬	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	68	荷市場 大作	1,122m 1	36		⑭	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	64, 63	古内	1,350m 1	58		⑮	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	28, 26	山口 宝ノ沢	100m 1	84		⑯	
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	41	茗荷	1,197m	25		⑰	
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	5	沢	1,925m	84		⑱	
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	48	中畑	1,750m	51		⑲	

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

② その他必要な事項

細部の路網整備にあたっては、森林整備の遅れている地域に対し積極的に推進し町全体の路網密度を高めることとし、森林整備の進んでいる地域については、既存の作業道の拡幅・改良などによりコストを抑えた路網整備を推進するものとする。

(4) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885

号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の森

【区域の設定】

古殿町は、阿武隈山系の中で標高の高い位置にあり、町全体が鮫川流域、今出川流域の水源として重要な区域であるとともに、鮫川においては下流に2箇所の水力発電所がある。また、農地は山に挟まれた沢沿いに作られている地域が多いこともあり、良質の水を絶えることなく供給する機能が町内全域の森林に求められることから、天しぼの森を除く町内全域を水源の森とする。(別表1のとおり。)

【施業の方法】

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。また、主伐を行う場合には、標準伐期齢+10年とすること。

森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおり。

(2) 土砂災害防止の森

【区域の設定】

町内の山林の中でも、急傾斜でその下部に集落が存在している地域及び土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定のある地域については、土砂災害防止機能の維持増進に努めることとする。(別表1のとおり。)

【施業の方法】

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするものとする。なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっ

いる箇所等の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

2 木材資源の森の区域及び当該区域における施業の方法

【区域の設定】

古殿町は木材生産の町として栄えたが、特に良質な材を生産するとされる地域があるため、その地域の森林を木材資源の森とする。（別表1のとおり。）

【施業の方法】

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 町独自の機能をもった森林における施業の方法

【区域の設定】

別表1のとおり。

【森林の施業の方法】

当該区域の森林が後世に適切に引き継がれるよう、本計画のI-3(4)～(6)による施業方法を基本とし、適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

第6 施業の受委託等に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、古殿町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

森林の境界等が不明なため経営の受委託等が実施できない場合は町のGIS、GPSなどにより所有者同士の境界確認を実施し施業の受委託を推進する。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

現状では、各事業体がそれぞれ森林施業を実施しており、面的な繋がりをもった施業をしているとは言い難い。各事業体、行政、森林所有者等が連絡調整できる場を設け、共同化施業に向けた取り組みができるよう促す。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

世代交代等により境界が不明となった森林、不在村林について町、森林組合及び林業経営体が連携して情報を共有し、施業共同化へ向けた情報提供を実施し参加を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が失われることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

共同施業を実施するにあたっては、境界木にペンキを塗るなど境界の保全に努めること。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の育成及び確保に関する事項

求人については、事業体だけではなく行政も積極的に関わり人材の確保に努めることとする。具体的には、資格取得等の支援を実施し林業の即戦力となるよう努める。また、林業従事者の育成にあたっては、指導員の育成と従事者の技術力に適した現場の確保に努めることとし、技術・技能の向上を図るものとする。更に、路網整備、高性能林業機械の導入を促進し労働環境の改善を図り、加えてコスト低減、良質材の生産を目指し給料体系の改善に努めるものとする。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

その他に林業従事者だけではなく、休日に山に入り手入れをする「休日林業家」についても、積極的に推進し新たな林業の形態を熟成させ、そこからの波及効果によって引き継ぎ手が生まれる施策を講じる。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
保育 伐倒	緩及び急傾 斜	刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー、プロセッサ、グラブソナー

造材			ハーベスタ
搬出		林内作業車	フォワーダ、トラック

(2) 放射性物質対策における機械作業
作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進する。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
町内の小学校 6 校が 1 校に統合されたため、跡地利用については、有効な利用方法を検討することとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
別表 3 のとおり
- (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項 特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

松くい虫の被害については、住宅、生活用道路、観光施設付近の被害木の除去を中心に実施する。

カシノナガキクイムシ等については、侵入・定着はしていないものの侵入防止、早期発見による被害拡散防止に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。保全すべき森林は別表 4 のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害駆除等のため火入れを実施する場合は、「古殿町火入れに関する条例」

に従い実施すること。また、実施に際しては延焼することのないよう予防体制を整えて実施すること。

5 その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

古殿町の森林は、そのほとんどが人工林であり溪谷等は国有林内に存在するため、保健機能をもった森林は今のところない。ただし、長伐期施業により大径木が立ち並ぶ森林の整備、観光施設周辺の山林の整備などにより、訪れた人の目を引く森林の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積 (ha)
仙石団地	古殿町仙石地区	1～21 林班	1,968.95
山上団地	古殿町山上地区	22～39 42 林班	1,970.29
松川団地	古殿町松川地区	40 53～65 67、68 林班	1,941.82
大久田団地	古殿町大久田地区	41、43 45～48 50～52 林班	1,424.14

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 1 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 5 の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ II の第 6 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 7 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備により良質材を生産しつつ、材として利用されない部分については、

バイオマスエネルギー、彫刻の材料、その他価値を見出しより付加価値の高いものを生産することにより、地域振興に寄与するものとする。

また、Iの1で掲げた「山の仕事で人も健康、森林も健康 子孫へ繋ぐみどり輝く千年の森林」にもあるように、山の仕事が人に健康を与え、収入を与えることを実証し、地域振興に大きく寄与することを周知し、町産材のイメージアップにも繋げるものとする。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

古殿町においては、現在のところ森林の総合利用の推進に関する整備計画はない。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小・中学校を始めとした青少年に木工教室等を実施し、森林の役割等を学ばせ森林への愛着を育む。

町内の森林所有者のほとんどは、林業を専門としておらず木材が副収入になる感覚がない。材として出せるものを除き、林地残材、小径木などを休日林家として搬出し材を収入に換える仕組みを作り、住民による森林整備を進めていくものとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

鮫川及び大平川は町内及びいわき市の水源として重要な役割を果たしている。流域内の森林整備については、市町村の枠を超え相互に調整しながら森林整備を推進することとする。

また、森林資源の情報及びニーズを収集し相互満足度の高い木材生産を推進する。

(3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における古殿町森林経営管理事業計画

区域	内容	計画面量	備考

6 その他必要な事項

町内の林業経営体と林業従事者ならびに県職員をはじめとする外部有識者を加えた林業に関する話し合いの場を年に1、2回程度設け、その会議内に本計画の進捗状況の確認・評価・見直しを行うものとする。

【別表 1】

		森林の区域	面積 (ha)
水源の森（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）		天しぼの森を除く町内全域	7304.40
土砂災害防止の森（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	25（一部）、39、40、46（192、200）、51（269）、52（一部）、54、56-61、63、64、67（1、5、6、75、78、80 81、83-86、92、95、97、118、129）	1290.41
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	-	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	-	
木材資源の森（木材の生産機能の維持増進を図る森林）		5、45、46、47、48、50、51、52、59、60、61、63	1930.29
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	45（一部）、46（一部）、47（一部）、48（一部）、50（一部）、51（一部）、63（一部）	37.17
千年の森林		51（一部）	69.99
展望の森		65（一部）、62	154.54
天しぼの森		1（一部）	0.60

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の森（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	伐期の延長を推進すべき森林	天しぼの森を除く町内全域	7304.40
土砂災害防止の森（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	長伐期施業を推進すべき森林	25(一部)、39、40、46(192、200)、51(269)、52(一部)54、56-61、63、64、67(1、5、6、75、78、80 81、83-86、92、95、97、118、129)	1290.41
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	-
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	-
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	-	-

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積 (ha)
該当なし		

【別表 4】

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
古殿地区保全松林	-	1,2,4,5,6,7,8,9,16,18,31,68 林班	

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計				0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	合計	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
実数 (人)	17年	(95.5)	6511	3209	3302	913	453	460	893	482	411	1016	534	482	1760	933	827	1929	807	1122
	22年	(92.6)	6030	2953	3077	769	393	376	726	375	351	862	429	433	1798	982	816	1875	774	1101
	27年	(89.1)	5373	2610	2763	629	301	328	543	299	244	760	393	367	1645	881	764	1796	736	1060
構成比 (%)	17年	100.0	100	49.3	50.7	14.0	14.1	13.9	13.7	15.0	12.4	15.6	16.6	14.6	27.0	29.0	25.0	29.6	25.1	34.0
	22年	100.0	100	49.0	51.0	12.8	13.3	12.2	12.0	12.7	11.4	14.3	14.5	14.1	29.8	33.3	26.5	31.1	26.2	35.8
	27年	100.0	100	48.6	51.4	11.7	11.5	11.9	10.1	11.5	8.8	14.2	15.1	13.3	30.6	33.7	27.6	33.4	28.2	38.4

資料：国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	17年	3457	567	81	-	648	1600	-	1205
	22年	2825	353	69	-	422	1299	-	1104
	27年	2780	360	80	-	440	1164	-	1176
構成比 (%)	17年	100.0	16.4	2.3	-	18.7	46.3	-	34.9
	22年	100.0	12.5	2.4	-	14.9	46.0	-	39.1
	27年	100.0	12.9	2.9	-	15.8	41.9	-	42.3

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	17年	16,347	652	388	198	1	1	0	0	42	13,380	13,210	170	0
	22年	16,347	540	378	162	5	2	0	3	46	13,326	13,153	173	0
	27年	16,329	490	328	162	0	0	0	0	54	13,394	13,207	187	0
構成比 (%)	17年	100	4.0	2.4	1.2	0	0	0	0	0.2	81.8	80.8	1.0	0
	22年	100	3.3	2.3	1.0	0	0	0	0	0.3	81.5	80.5	1.1	0
	27年	100	3.0	2.0	1.0	0	0	0	0	0.3	82.0	80.9	1.1	0

資料：農林業センサス

(3) 森林転用面積

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
17年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
22年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
27年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

資料：農林業センサス

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積 面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人工 林率 (B/A)
総数	13,497ha	100%	12,735ha	10,152ha	2,583ha	75.4%
国有林	6,155	45.7	5,503	4,670	832	75.8
公有 林	計	85	0.6	84	71	83.5
	都道府県有林	7	0.1	7	6	85.7
	市町村有林	78	0.6	77	65	83.3
	財産区有林	-	-	-	-	-
私有林	7,220	53.6	7,149	5,411	1,738	75.0

資料：関東森林管理局データ、地域森林計画書、森林資源構成表、福島県林業統計書

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	12年	6,949	6,503	446	370	76
	17年					
	22年					
構成比 %	12年	100	93.6	(100)	83.0	17.0
	17年					
	22年					

資料：農林業センサス

③ 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4	5・6	7・8	9・10	11齢級 以上
民有林計	7,233ha	66	143	206	631	1,225	4,962
人工林	5,482	11	39	108	442	1,063	3,818
天然林	1,751	55	105	98	188	162	1,144
(備考)							

資料：地域森林計画書、森林資源構成表

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	
1～3ha	336	10～20ha 76
3～5ha	129	20～30ha 26
5～10ha	115	30～50ha 10
		50～100ha 2
		100～500ha 1
		500ha以上 0
		総数 695

資料：2015年農林業センサス

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	3	5.0	
うち林業専用道	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	4	4.3	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギなど	4～10	過去10年間に於いて施業がなされないなど間伐の遅れている町内全域の森林

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		15,853
内	第1次産業	691
	うち林業 (B)	238
訳	第2次産業	6,052
	うち木材・木製品製造業 (C)	X
第3次産業		9,068
B + C / A		1.5%

※製造業全体では4,359

資料：令和元年度福島県市町村民経済計算年報

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	25	672	221,208
うち木材・木製品製造業 (B)	7	127	42,299
B / A	28.0%	18.9%	19.1%

福島県企画調整部統計課編「2020年工業統計調査結果報告書」から抜粋

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	28		(名称：ふくしま中央森林組合)
生産森林組合	-	-	-	
素材生産業	3	22	-	
製材業	5	77	-	
合計	9	125	-	

資料：「森林組合一斉調査票」、「木材事業者等登録証」

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	-	-	-	-	-	-	
モノケーブル	-	-	-	-	-	-	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	-	-	-	-	-	-	無線操縦による寄与機
自走式搬器	-	-	-	-	-	-	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	-	-	-	-	-	-	林内作業車
ホイールトラクタ	-	-	-	-	-	-	主として索引式集材用
動力枝打機	-	-	-	-	-	-	自動木登式
トラック	-	-	-	-	-	-	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	-	-	-	-	-	-	グラップル式のクレーン
計	-	-	-	-	-	-	
(高性能機械)	-	-	-	-	-	-	
フェラーバンチャー	-	-	-	-	-	-	
スキッター	-	-	-	-	-	-	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー	5	-	-	-	-	-	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	1	-	-	-	-	-	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	7	-	-	-	-	-	積載式集材車両
タワーヤーダ	-	-	-	-	-	-	タワー付き集材機
スウィングヤーダ	3	-	-	3	-	-	

資料：「平成29年度林業機械の保有台数調査（農林事務所提供）」

(9) 林産物の生産状況

	素 材	チップ	木 炭	生シイタケ	
生産量	60,996 m ³	- m ³	7,335 kg	- m ³	
生産額(百万円)					

資料：「令和3年福島県森林・林業統計書」

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
-	-	-	-

(11) その他必要なもの